第二　生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1章の3の表中「児童福祉法にいう指定医療機関」を「児童福祉法にいう指定発達支援医療機関」に改める。

第三　次に掲げる告示の規定中「第二十一条の五の事業、同法」を削り、「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

一　社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和五十二年厚生省告示第二百三十九号）第二号

二　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付（昭和五十二年厚生省告示第二百四十号）第二号

三　健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十七号）第一号

四　健康保険法施行規則第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百一号）第一号

五　訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百四十七号）第二号

六　国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十四号）第一号

七　国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十五号）第一号

第四　次に掲げる告示の規定中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に、「指定医療機関への委託措置若しくは」を「指定発達支援医療機関への委託措置又は」に改め、「又は児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十三条の二第二項第一号の医療の給付若しくは同項第二号の医療に要する費用の支給」を削る。

一　健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十五号）第一号

二　国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十八年厚生労働省告示第三百七十四号）第一号

三　国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十年厚生労働省告示第二百三十八号）第一号

第五　障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一の四中「第六条の二の二第一項」を「第六条の二の二第一項」に改め、第三の四の1中「第六条の二第五項」を「第六条の二の二第五項」に改め、別表第一の六の表児童発達支援（児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。）保育所等訪問支援の項中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改め、同表医療型児童発達支援（児童福祉法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の項中「第六条の二の二第三項」を「第六条の二の二第四項」に改め、同表障害児相談支援（児童福祉法第六条の二第六項に規定する障害児相談支援をいう。）の項中「第六条の二の二第六項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

第六　保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次のように改正する。

第九号ヲ中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」の前に「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（同法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。）又は」を加え、「又は児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十三条の二第二項第一号の医療の給付」を削る。

第七　次に掲げる告示の規定中「第六条の二第一項」を「第六条の二の二第一項」に改める。

一　指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）第一号イの(1)の(ｲ)のｂのii

二　指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）第一号ハの(ﾆ)

三　指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）第一号ハの(ﾆ)

第八　次に掲げる告示の規定中「第六条の二」を「第六条の二の二」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

一　基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第五の七の(1)のイ、第九の十二の(2)のイ及び別表第五の三の三の(2)

二　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）第九の三の(1)のイ

第九　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の二並びにホの標題、注6の二及びホ中「第6条の2の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同表第1の2の注中「第6条の2第8項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

別表第2の1のイ中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改め、同1の注1中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

別表第2の2の注、同表第2の3の注、同表第2の5の注、同表第2の6の注1及び注2、同表第2の7の注並びに同表第2の9の注中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第十　児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1のホ中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

別表第2の1のロの標題中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同ロの注1中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改め、同ロの注4、注5及び注6、同表第2の3の注1及び注2並びに同表第2の4の注中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第十一　厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一号の表中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同表の備考中「第六条の二第一項から第六項まで」を「第六条の二の二第一項から第六項まで」に改める。

第十二　食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一号イ中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。